

監査報告

作成上の留意点

決算関係書類は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

監事が監査報告書を理事に通知するまでの期間は、組合から決算関係書類が提出された日から4週間を経過した日、もしくは理事及び監事の合意により定めた日のいずれか遅い日までに通知しなければならない。

※ 監査期限は、監事と理事の合意があっても、あらかじめ4週間を下回る期間を定めることはできない。

※ 監事が4週間以内に監査報告を通知することは可能。

監査報告の内容は次に掲げる事項を記載する。〈中協法施行規則第 115 条〉

- 1 監事の監査の方法及びその内容
- 2 決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。)が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 3 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
- 4 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
- 5 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 6 追記情報

次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項。

- ① 正当な理由による会計方針の変更
- ② 重要な偶発事象
- ③ 重要な後発事象

- 7 監査報告を作成した日

(監事の権限を会計監査に限定した場合)

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第〇条(監事の職務)に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

(1)財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。

(2)剰余金処分案(損失処理案)は法令及び定款に適合している。

(3)剰余金処分案(損失処理案)が組合の財産の状況等に照らし妥当である。

※ 著しく不当であるときは、その旨を記載する。

①……………

②……………

3 追記情報(記載すべき事項がある場合)

※ 決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇組合

監事 〇〇〇〇 印

監事 〇〇〇〇 印

- ①監査日付は、理事に監査報告を通知した日付とし、署名又は記名押印は監事全員とする。
- ②前文の「中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」の部分協業組合の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23 第 3 項において準用する中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」と、商工組合(非出資商工組合を含む)の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第 47 条第 2 項において準用する中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」と、商店街振興組合(連合会)の場合は「商店街振興組合法第 53 条第 5 項により」とそれぞれ書き換える。

(業務監査権限を有する監事の場合)

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)及び事業報告書を監査した。

1 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とすべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

(1)財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。

(2)剰余金処分案(損失処理案)は法令及び定款に適合している。

(3)事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

(4)剰余金処分案(損失処理案)が組合の財産の状況等に照らし妥当である。

※ 著しく不当であるときは、その旨を記載する。

①……………

②……………

(5)理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない。

※ 不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が認められたときは、その旨を記載する。

①……………

②……………

3 追記情報(決算関係書類について記載すべき事項がある場合)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇組合

監事 〇〇〇〇 印

監事 〇〇〇〇 印

- ①監査日付は、理事に監査報告を通知した日付とし、署名又は記名押印は監事全員とする。
- ②前文の「中小企業等協同組合法第40条第5項により」の部分を協業組合の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」と、商工組合(非出資商工組合を含む)の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」と、商店街振興組合(連合会)の場合は「商店街振興組合法第53条第5項により」とそれぞれ書き換える。